



令和6年2月5日 18:00～19:00

厚生労働科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

病院薬剤師から非薬剤師へのタスク・シフト/シェアを推進するためのポイント

～インタビュー調査結果～

病院薬剤師へのタスク・シフト/シェア普及に対する
阻害要因の把握とその解決に向けた調査研究に関する
成果報告会（第1回）

京都大学医学部附属病院 薬剤部

長縄華子

COI開示

病院薬剤師へのタスク・シフト／シェア普及に対する 阻害要因の把握とその解決に向けた 調査研究に関する成果報告会（第1回）

演題発表に関連し、開示すべき利益相反はありません。

本研究は、京都大学大学院医学研究科・医学部及び医学部附属病院 医の倫理委員会の承認を受けています。（承認番号 R3737）

また、厚生労働省科学研究費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）を用いて実施しています。

日本の薬剤師以外の者へのタスク・シフト/シェアの現状

- 日本病院薬剤師会に所属する**約8割の施設**において、調剤補助等の薬剤部内業務を行う**薬剤師以外の者**を採用している。

Moriki K et al. 日本病院薬剤師会雑誌 2022

- 非薬剤師の導入効果の報告がある。

- ✓ 非薬剤師の増員により持参薬登録数が増加した。

Makoto O et al. 九州薬学会雑誌 2019

- ✓ 医薬品SPDが臨時業務にも対応し時間内に作業を完了させられていた。

Sekiya Y et al. 九州薬学会雑誌 2019

- 多くの施設では薬剤師以外の者の業務拡大により薬剤師業務のタスク・シフト/シェアが推進すると思っていたが、増員を要望する施設は5割にとどまっており、**雇用や活用が停滞している**。

Moriki K et al. 日本病院薬剤師会雑誌 2022

海外の薬剤師以外の者へのタスク・シフト/シェアの報告

- カナダの報告では、Registered Pharmacist Technicians導入の阻害要因として「適切に活用されないこと」「知識・スキルの差」「教育・訓練」が、促進要因として「事業計画」「業務の流れの再構築」「予定の管理」が示された。Maryam J et al. Pharmacy (Basel). 2020
Maryam J et al. Int J Pharm Pract. 2021
- 南アフリカの報告では、薬剤師、看護師、Pharmacist's assistantの調剤モデルの調査で阻害要因として「職員の不満」「患者の不満」「医療サービス」「限られた医薬品」が示唆された。Amy C et al. Afr J Prim Health Care Fam Med. 2020
- イギリスの報告では、薬剤師の不在時にPharmacy support staffに業務を委任をすることの阻害要因として「専門的な責任」「知識・技能の把握」「薬剤師の存在の重要性」が示唆された。

※Pharmacy support staff: Medicines counter assistant, Pharmacy assistant, Pharmacy technician, Accredited/accuracy checking (pharmacy) technician or Accuracy checking technician Fay B et al. Health Soc Care Community. 2013

本研究の目的

病院薬剤師から非薬剤師へのタスク・シフト/シェアの推進に影響を与える因子をインタビュー調査により明らかにすることを目的とした。

「非薬剤師」について

本研究においては、インタビュー調査において発言のあった薬剤師が従来行なっていた業務を行う無資格者である以下の薬剤師以外の者を非薬剤師とした。

「事務職員」「病院雇用の事務員」「事務補佐員」

「SPD」「委託業者」「外部委託」「外注業者」「委託職員」

「SP」「メッセンジャー」

「薬剤師助手」「薬剤助手」「調剤助手」「助手」

「調剤補助」「補助員」「補助」

「病院雇用・薬剤部の直接雇用の技能補佐員」「特定技能」「特定事務員」

「アシスタント・コンシェルジュ（持参薬鑑別入力を行う事務系スタッフ）」

方法

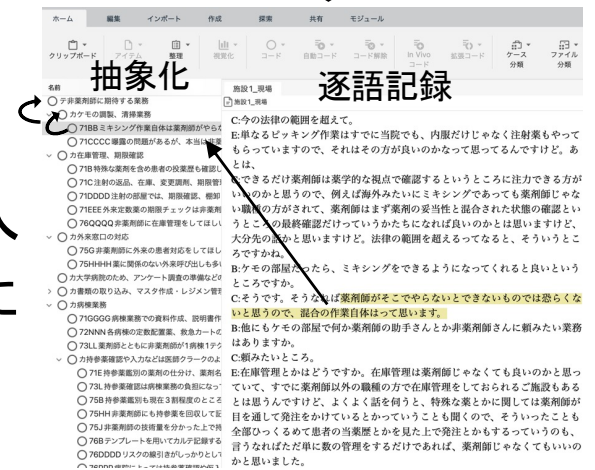
【研究対象者】

薬剤師歴が3年以上の病院薬剤師を1施設ごとに2班（2～3名/班）に分けて実施し、6施設に所属する薬剤師31名（20代～60代）に調査を行い、理論的飽和に達した。



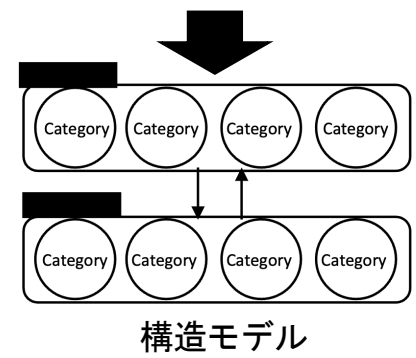
【インタビュー方法】

フォーカスグループインタビューを実施し、「①タスク・シフト/シェアの実施内容と非薬剤師導入のきっかけ」「②今後非薬剤師へのタスク・シフト/シェアの導入が期待される業務」「③タスク・シフト/シェアの推進における阻害要因とその解決策」について調査を行った。



【解析方法】

研究対象者より同意取得の上、録音した会話から逐語記録を作成し、カテゴリーとその相互関係を示す構造モデルを作成した。



構造モデル

①現在の非薬剤師の業務内容

- 計数・注射薬の取り揃えと1施用ごとにセット、払い出し、搬送
- 返品、ピッカー補充、バラ錠を含む薬の充填、予製の作成、麻薬廃棄の補助
- 在庫管理、期限確認、卸への発注、検品、納品、毒薬の出納確認
- 処方箋の片付け、書類の補充、委員会資料の印刷
- レジメン管理、システム入力
- 調剤室の清掃、機械の清掃
- 受付対応、窓口対応、電話対応、勤怠管理、事務業務
- 持参薬確認、持参薬鑑別書の作成、仮入力
- TDM測定

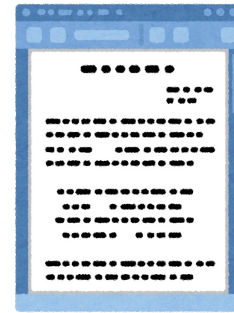
②今後、非薬剤師の導入が期待される業務



持参薬鑑別
カルテ登録



配薬のセット
患者への配薬



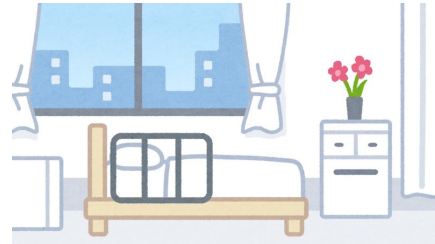
患者への説明書作成
カルテ記録の作成



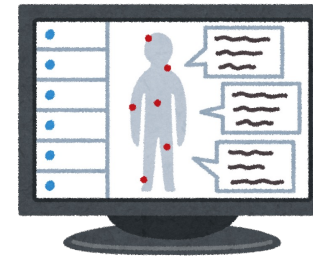
抗がん剤・輸液の調製
ケモ室の清掃



一包化、散薬、水剤
を含む取り揃え



手術部等調剤室以外
での薬の取り揃え



マスタやレジメン管理



研究の補助



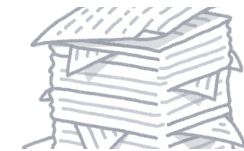
電話対応



外来窓口対応



在庫管理や期限確認



書類整理

非薬剤師へのタスク・シフト/シェア推進のポイント

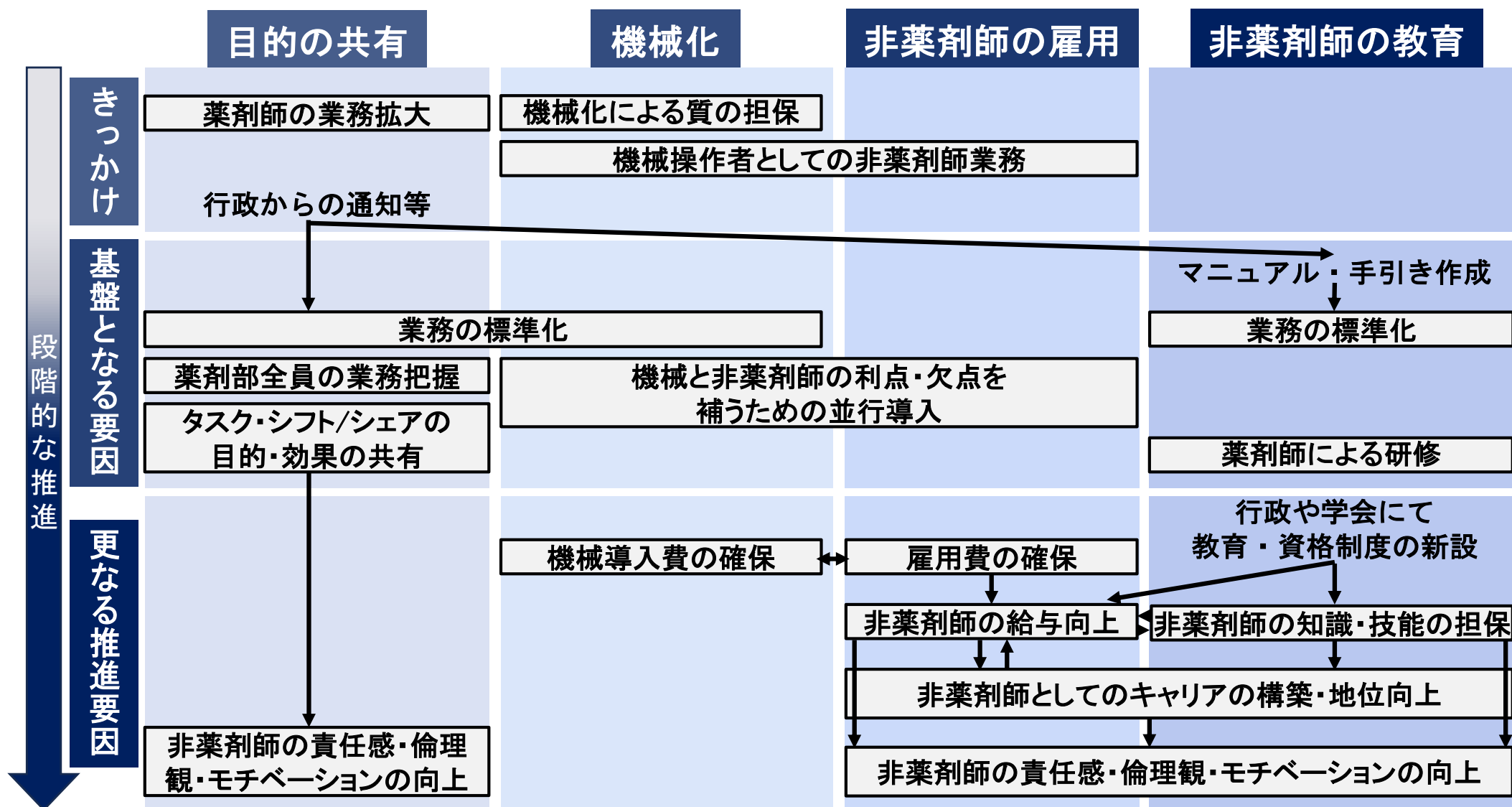
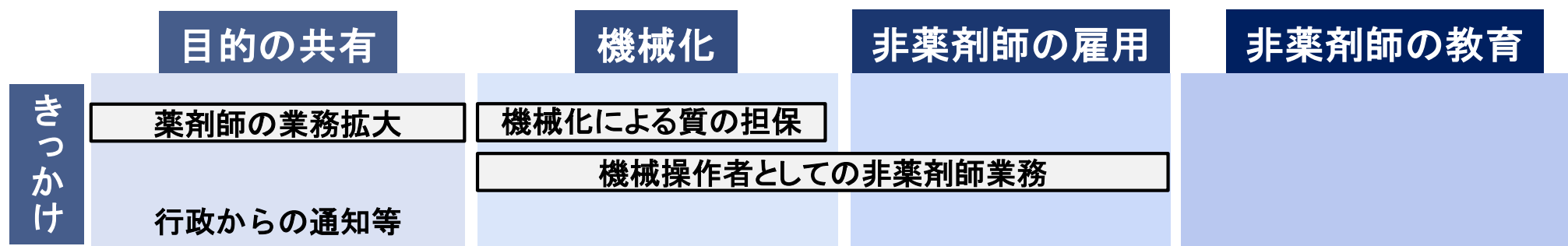


Fig. 1. 病院薬剤師から非薬剤師へのタスク・シフト/シェアに影響を与える因子の概念図

非薬剤師導入のきっかけ



- 病院**薬剤師の業務拡大**による人員不足
- 薬剤師が欠員した
- **機械化による質の担保**により薬剤師以外でも取り揃えが可能となった
- 機械導入に伴う**機械のメンテナンス業務**は薬剤師以外でも行える
- 外部評価での指摘による機械導入とともに非薬剤師が導入された
- 行政からの通知により病院側への交渉がしやすくなった
- 病院や薬剤部長の方針、世の中の流れ
- 病棟薬剤師が対物業務ばかりしていることへの他職種からの不満の声

行政からの通知

薬生総発 0402 第 1 号
平成 31 年 4 月 2 日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（ 公 印 省 略 ）

調剤業務のあり方について

日頃から薬事行政に対して御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）第 19 条においては、医師、歯科医師又は獣医師が自己の処方箋により自ら調剤するときを除き、薬剤師以外の者が、販売又は授与の目的で調剤してはならないことを規定しています。

調剤業務のあり方については、平成 28 年度厚生労働科学特別研究事業「かかりつけ薬剤師の本質的業務と機能強化のための調査研究」において、「機械の使用や薬剤師の指示により他の従業者に行わせること」について検討が行われていたところであり、当該研究結果も踏まえ、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」（平成 30 年 12 月 25 日）において、薬剤師の行う対人業務を充実させる観点から、医薬品の品質の確保を前提として対物業務の効率化を図る必要があり、「調剤機器や情報技術の活用等も含めた業務効率化のために有効な取組の検討を進めるべき」とされたところです。

このため、調剤業務のあり方について、薬剤師が調剤に最終的な責任を有するということを前提として、薬剤師以外の者に実施させることが可能な業務の基本的な考え方について、下記のとおり整理しましたので、業務の参考としていただくようお願いします。

なお、今後、下記 2 に示す業務を含む具体的な業務に関しては、薬局における対物業務の効率化に向けた取組の推進に資するよう、情報通信技術を活用するものも含め、有識者の意見を聴きつつ更に整理を行い、別途通知することとしていることを申し添えます。

記

1 調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、以下のいずれも満たす業務を薬剤師以外の者が実施することは、差し支えないこと。なお、この場

合であっても、調剤した薬剤の最終的な確認は、当該薬剤師が自ら行う必要があること。

- ・当該薬剤師の目が現実に届く限度の場所で実施されること
- ・薬剤師の薬学的知見も踏まえ、処方箋に基づいて調剤した薬剤の品質等に影響がなく、結果として調剤した薬剤を服用する患者に危害の及ぶことがないこと
- ・当該業務を行う者が、判断を加える余地に乏しい機械的な作業であること

2 具体的には、調剤に最終的な責任を有する薬剤師の指示に基づき、当該薬剤師の目が届く場所で薬剤師以外の者が行う処方箋に記載された医薬品（PTP シート又はこれに準ずるものにより包装されたままの医薬品）の必要量を取り揃える行為、及び当該薬剤師以外の者が薬剤師による監査の前に行う一包化した薬剤の数量の確認行為については、上記 1 に該当するものであること。

3 「薬剤師以外の者による調剤行為事案の発生について」（平成 27 年 6 月 25 日付薬食総発 0625 第 1 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知）に基づき、薬剤師以外の者が軟膏剤、水剤、散剤等の医薬品を直接計量、混合する行為は、たとえ薬剤師による途中の確認行為があったとしても、引き続き、薬剤師法第 19 条に違反すること。ただし、このことは、調剤機器を積極的に活用した業務の実施を妨げる趣旨ではない。




4 なお、以下の行為を薬局等における適切な管理体制の下に実施することは、調剤に該当しない行為として取り扱って差し支えないこと。

- ・納品された医薬品を調剤室内の棚に納める行為
- ・調剤済みの薬剤を患者のお薬カレンダーや院内の配薬カート等へ入れる行為、電子画像を用いてお薬カレンダーを確認する行為
- ・薬局において調剤に必要な医薬品の在庫がなく、卸売販売業者等から取り寄せた場合等に、先に服薬指導等を薬剤師が行った上で、患者の居宅等に調剤した薬剤を郵送等する行為



5 薬局開設者は、薬局において、上記の考え方を踏まえ薬剤師以外の者に業務を実施させる場合にあっては、保健衛生上支障を生ずるおそれのないよう、組織内統制を確保し法令遵守体制を整備する観点から、当該業務の実施に係る手順書の整備、当該業務を実施する薬剤師以外の者に対する薬事衛生上必要な研修の実施その他の必要な措置を講ずること。

行政からの通知のタスク・シフト/シェアへの影響

【0402通知により非薬剤師へのタスク・シフト/シェアが**推進**】

-  「厚労省とかも通知を出していて、取りそろえ等々はぜひそちらにというのがあったので、病院等々に交渉するようなどきにはやりやすいというところも背景としてはあるかなと思います」
-  「通知で、非薬剤師でもできる業務が、指針も示されて、そういった中で、ここはそういった事務の方に、調剤補助者にもお願いできるんなら、シフトしていこうっていう形で、そちらに移っていったのかなと思うんですけど」
-  「散薬、水薬、注射薬のそういった調製のところとかはもう1つ政府からの通知がないとたぶんできないようなどころになってくるかなと」

【0402通知が非薬剤師へのタスク・シフト/シェアの**ハードル**となった】

-  「0402通知が出てからかえって業務移譲が止まってるんじゃないかという気がします。マニュアルを作れないとか、研修どうしたらいいとか」
-  「一部の地域で調剤補助はここまでだっていう解釈をして、学会発表等でごうやらないといけないというような誤解だと思うんですが、かなり慎重にやった結果ハードルが上がってるような印象を受けます」

③タスク・シフト/シェアの阻害要因とその解決策

【例1：業務内容を把握していないと業務への支障や不満が出る】



「何をして良くて何がしちゃだめなのかっていう明確な線引きもあった方が、手順書に近いかもしれないんですけど、何やるのかってのが明確な方が、作業しやすいのかなと。薬剤師側がその辺しっかりしとくっていうのもいるかなっていう。事務さんにマニュアルは要るんですけど、薬剤師側も持っとかないっていう」



「部署間だと業務始めるっていうのもちゃんとみんなに知ってもらわないといけないよね。薬剤師が他の業務をしてくれないとか思われるのが多分、事務さんにとっては苦痛だろうし、ある程度時間を設けて説明したうえで始めないと、どっかでほころびは出てくるかなって気はします」



「薬剤師本来の仕事をするためには、この辺は非薬剤師にお願いしたいねって、薬剤師の間で共通言語で共通の認識が出てくると思うんで、そうすると多分進むんです」



「非薬剤師の業務が増えた時に薬剤師は他の業務をすると思うので、そういった業務をできているっていう結果を共有できたらいいと思います。薬剤師が単純に仕事渡して、薬剤師の業務が減っただけだと、非薬剤師からすると私たちの仕事増えてって気持ちになっちゃうので、こういった業務目的、やりたいことがあるからその後の仕事をちょっと共有したいっていう。おかげでこんなに出来たよ。サンキューみたいな」

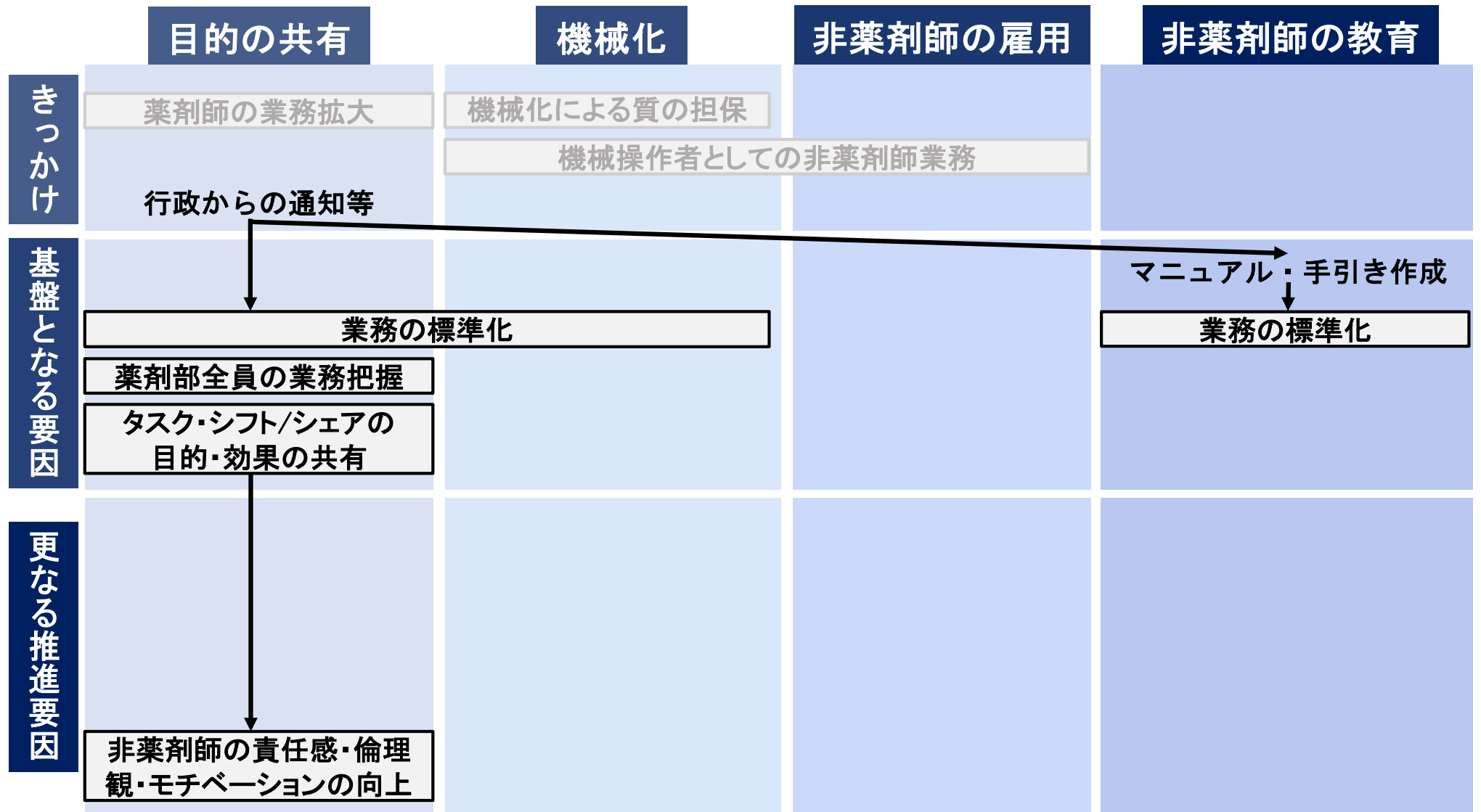


「非薬剤師を導入した時の効果を病院側にもフィードバックすると次回すぐに増員してもらえと思う」



解決策：業務標準化、薬剤部全員の業務把握、目的・効果の共有

非薬剤師へのタスク・シフト/シェアに影響を与える因子の概念図




③タスク・シフト/シェアの阻害要因とその解決策


【例2：機械導入と非薬剤師導入にはそれぞれメリット・デメリットがある】


 「労働人口は減るんで、雇う人がいないってことが発生することもあるんで、非薬剤師の雇用も機械化も両方やらないと相当厳しいかなって思っています」

 「田舎なんで、人がいないんです」

 「ケモのミキシングの機械は導入費と性能のアンバランスさが理由でまだ導入していません」

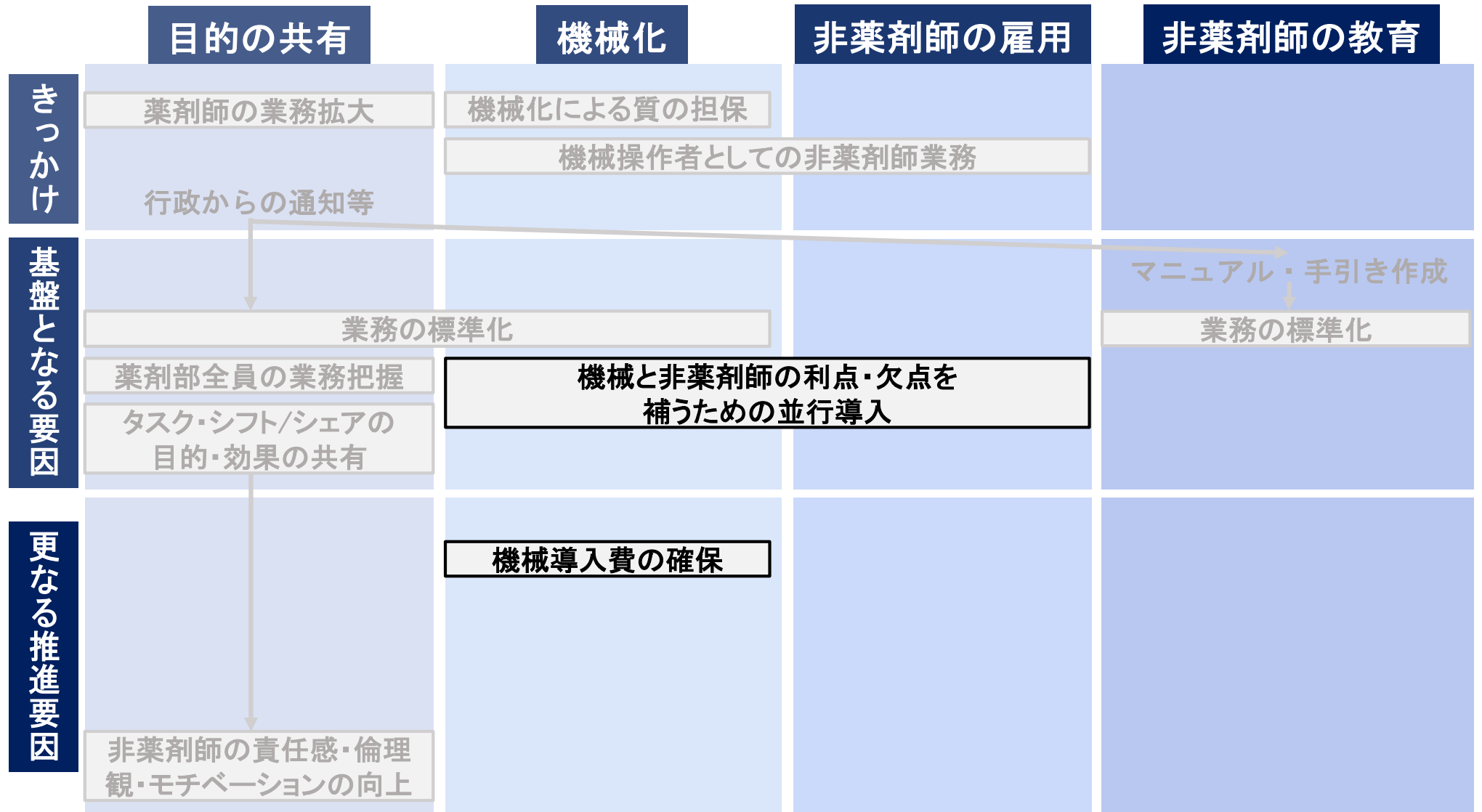
 「ロボットは一部の限定した仕事しかできないので、補助員の方も採用も一つの選択肢として考えて、いろんな業務をこれから拡充して担っていただける可能性もありますので、薬剤師の新しい補助の方の採用もぜひ検討を考えていただきたいなと思っています」

 「実際に新しい仕事をやらしてもらおうと思った中で、システムに弱い事務さんとかもいるので、適材適所っていうか、ある程度得意不得意で選ばれてしまうかなっていうのはあったりします」

 「機械はどこの施設でも入れれる額のものではないので、もうちょっとコストダウンしないと難しいと思うし、取り入れていますっていうことで例えば安全性加算みたいな算定がつくとか、そんなんがあると病院も動いていきやすいかと思えます」

➡ 解決策：機械と非薬剤師の並行導入、機械の費用対効果の向上、診療報酬の新設

非薬剤師へのタスク・シフト/シェアに影響を与える因子の概念図



③タスク・シフト/シェアの阻害要因とその解決策

【例3：非薬剤師は雇用が困難】



「SPDさんもお金が高いで中々病院では雇っていただけないところもあります」



「全く病院とか調剤薬局を知らない人達が来たとしてもイメージが多分湧きづらいところがあるので自分達が実際何が出来るのかっていうのも非薬剤師にとっては入る段階でハードルの高いポイントなのかなって思う」



「薬剤師としては色々やってもらいたいんだけどその業務負担が増えれば増えるほどパートの方辞めちゃうのでやっぱりそこらへんのバランスも非常に難しくって」



「給料は安く業務はハード。仕事自体を知られてないっていうのが原因としてある」



解決策：非薬剤師の雇用費の確保、給与向上、業務内容の周知

【例4：非薬剤師の施設ごとの教育は困難】



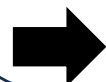
「非薬剤師を教育するのに薬剤師が時間を割かれるのは本末転倒だし、パートの非薬剤師の教育時間を時間外にとることは難しいので元々教育されている方に入ってきていただきたい」



「助手さんとか非薬剤師の方への教育体制というかをちゃんと確立した上で進めていくべきところかなとは思う」

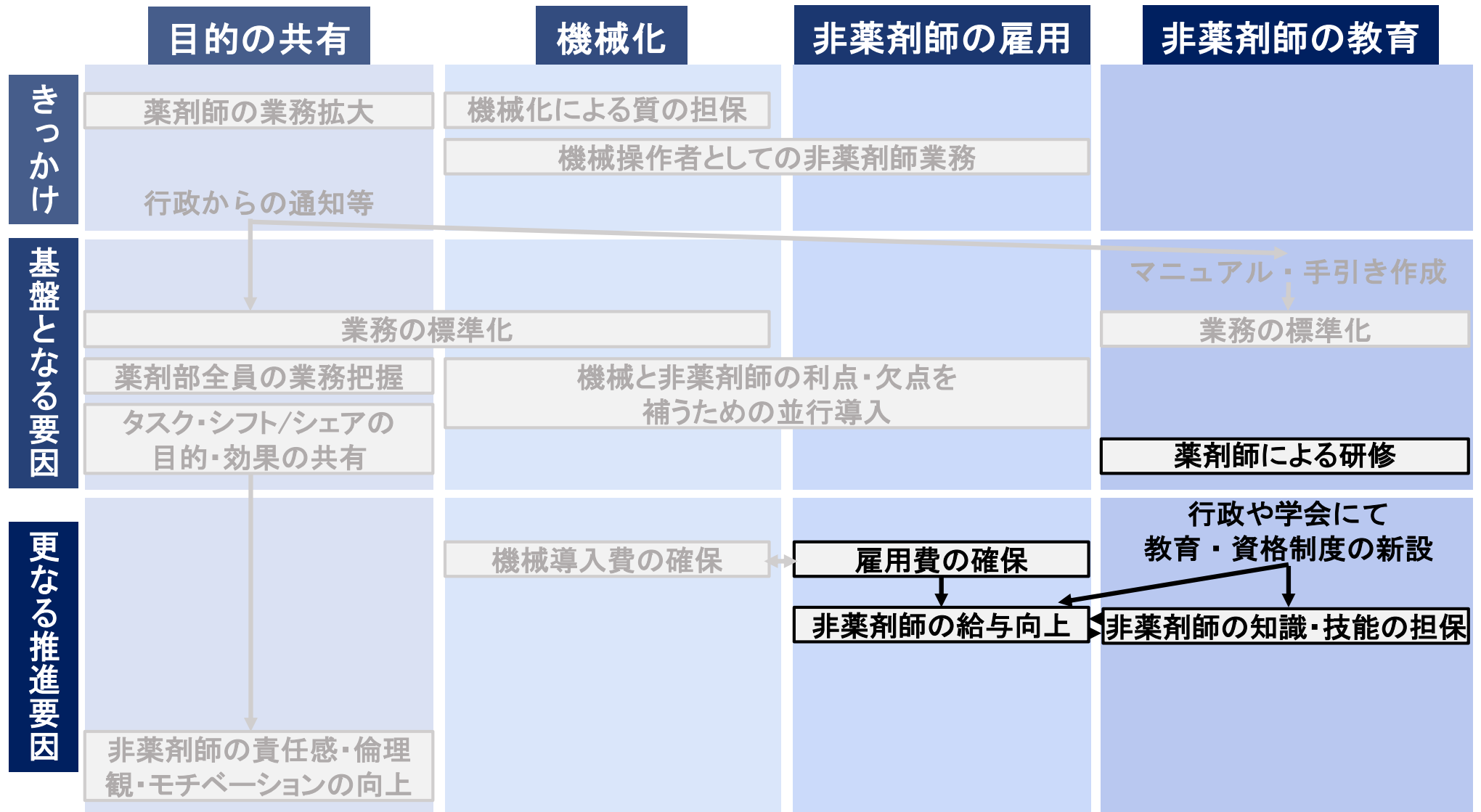


「薬学的にテクニシャンみたいな技術を持った教育された人たちが入るといい」











解決策：教育・資格制度の新設

非薬剤師へのタスク・シフト/シェアに影響を与える因子の概念図



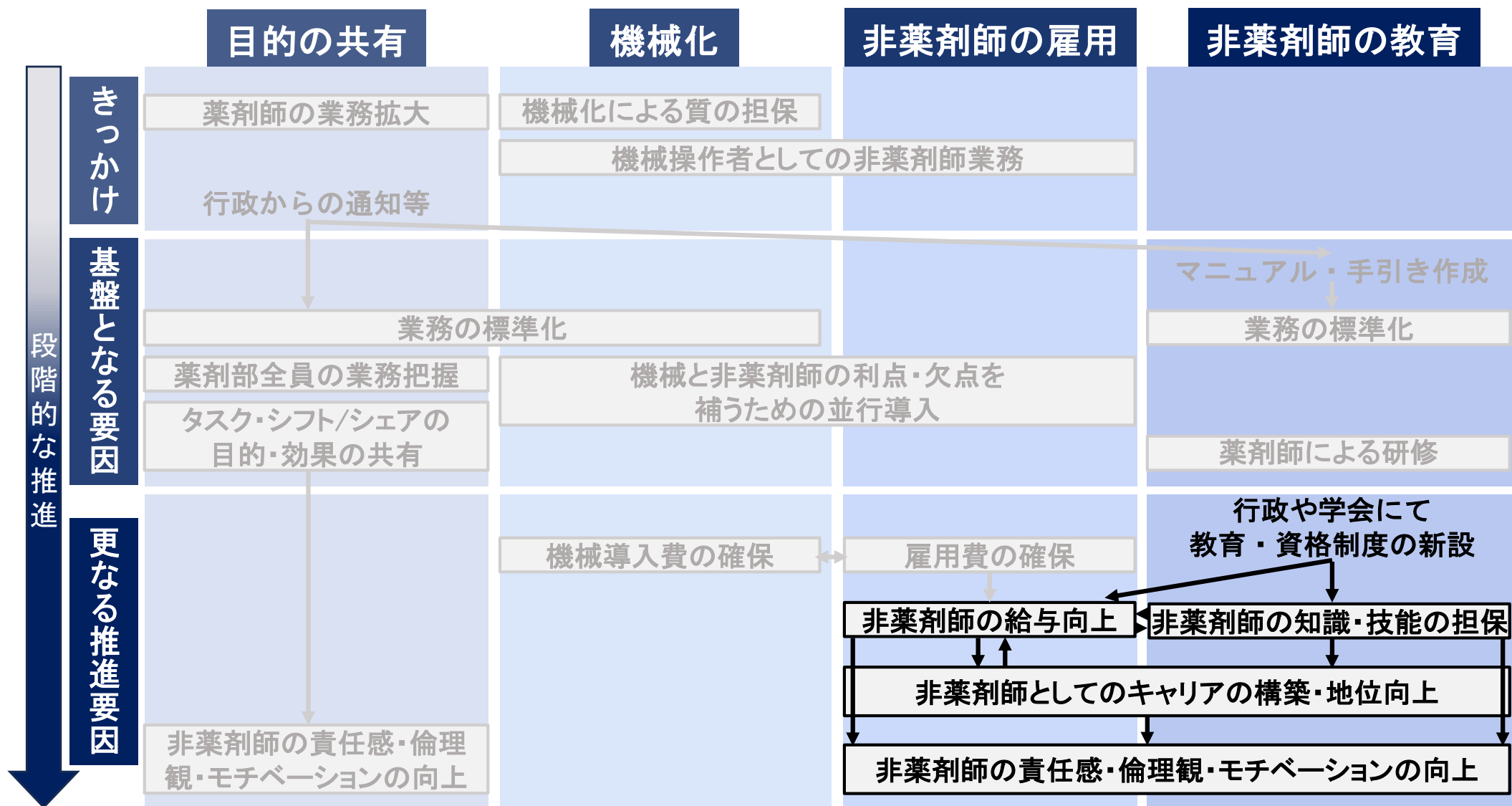
③タスク・シフト/シェアの阻害要因とその解決策

【例5：非薬剤師は意識が異なる】

-  「一般の非薬剤師の人と私達薬剤師では仕事に対する考え方、病院で働くことに対する考え方なんていうのも違うのでそこらへんはあるかな」
-  「SPDさんって多少教育されてると意識違うもんね。薬学的知識がなくても契約したことをきちっと遂行してもらえるのでその辺はやっぱりパートの方とはまた違う」
-  「非薬剤師に医療者の一員としてっていう自覚をなかなか植え付けるのが難しい」
-  「パートの方たちの教育って通常ないものですよね。そこは個人のモラルに依存しているところがあるので変えられないですし、なかなか難しいと思います」
-  「非薬剤師に責任感を持ってもらうには何かの地位の向上やね。それに見合う額面と」
-  「薬剤師じゃないとしても、しっかりとした真摯に取り組んでいただくとか、倫理観とか医療人としての心構えっていうのも、持っていた方がいいなと思っています」
-  「資格をとってモチベーションを持って仕事をしている医療事務のように国が非薬剤師の認定みたいなことを担保してくれるとモチベーションを持った人が現れる可能性がある」
-  「非薬剤師でも現場経験の年数で資格が取れるみたいな感じで、資格でさらに違う業務ができるみたいな次のキャリアがあったら行こうかなってなると思う」

➡ 解決策：非薬剤師の教育・資格制度の新設、地位・給与向上、キャリア構築

非薬剤師へのタスク・シフト/シェアに影響を与える因子の概念図



考察

【非薬剤師導入のきっかけ】

「目的の共有」の薬剤師の業務拡大や「機械化」が挙げられ、それぞれ**病院の方針や新しい診療報酬、機械の費用対効果の向上により促進する**と考えられた。

【タスク・シフト/シェア推進の基盤】

複数のカテゴリーが相互に関係しており、**法律や通知**等による業務の明確化や**マニュアル・手引き作成**による業務標準化、目的・効果の共有による薬剤部員の意識統一、薬剤師による教育を段階的に行うことが促進要因として示唆された。

【タスク・シフト/シェアの更なる推進要因】

非薬剤師の意識の向上、知識・技能の担保のため、**行政や関連学会にて非薬剤師の教育・資格制度を構築**することが望まれた。そして**非薬剤師のキャリア構築・地位向上**することで、雇用条件の改善策となり得ると考えられた。さらに、「**機械導入費の確保**」「**非薬剤師の雇用費の確保**」のため、**企業による機械の費用対効果の向上や施設内での交渉、新しい診療報酬**が望まれることが示唆された。

結論

- ✓ 非薬剤師へのタスク・シフト/シェアの推進には、「目的の共有」「機械化」「非薬剤師の雇用」「非薬剤師の教育」が重要な因子となる。
- ✓ 推進の実現には各施設の努力のみならず、行政、関連学会、職能団体、企業からの支援が必要となり得る。

謝辞

本研究のインタビュー調査にご協力賜りました先生方には貴重なご意見を数多くいただきました。

心より感謝申し上げます。